

那須烏山市ふるさと応援寄附金運営等業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月 那須烏山市 まちづくり課 なすから暮らし推進グループ

1 業務概要

(1) 業務名称

那須烏山市ふるさと応援寄附金運営等業務委託

(2) 業務目的

那須烏山市が実施するふるさと応援寄附金事業（ふるさと納税型クラウドファンディングを含む。）において、寄附の受入に係る業務の効率化及び寄附者へのサービスの向上を図るとともに、民間事業者の有する体制やノウハウを活用した効果的なプロモーションによる寄附額及び寄附件数の増加並びに本市の魅力発信を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「那須烏山市ふるさと応援寄附金運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の通り。

(4) 契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで。

(5) 業務委託料

市が受託者に支払う基本委託料は寄附金額に対する一定割合により算定するものとし、本委託業務の履行に必要な経費を対象とする。基本委託料の率は、寄附額に対して8%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

なお、返礼品調達・配送費、寄附金受領証明書等発行・発送費、ワンストップ特例申請処理費は仕様書等の定めるところにより、実績に基づき支払うものとする。

また、市が直接契約する各ポータルサイトに係る経費、クレジット決済等に係る経費及び広告に係る費用については、本業務の委託料に含めず、市が別途負担するものとする。

2 実施形式

公募型

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及び那須烏山市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 過去3年間（令和4年4月から令和7年3月まで）において、他自治体で本業務内容と同種・同類の業務を受託した実績があること。

4 募集内容

(1) 募集方法

実施要領、業務委託仕様書等を市の掲示場・ホームページに掲載して業者を募集する。

(2) 申込方法

所定の期限までに、参加申込書を提出し、参加資格の審査を受けた後、企画提案書を提出することにより行う。

5 主な実施スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 実施の公告（公募開始日） | 令和8年9月10日（木） |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和8年9月25日（金） |
| (3) 実施内容等に関する質問に対する回答 | 令和8年9月30日（水） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和8年10月6日（火） |
| (5) 参加資格審査結果の通知 | 令和8年10月9日（金） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和8年10月16日（金） |
| (7) プロポーザル審査委員会（プレゼン） | 令和8年10月29日（木） |
| (8) 審査結果の通知 | 令和8年11月上旬予定 |
| (9) 契約の締結 | 令和8年11月中旬予定 |

6 質疑・回答

(1) 実施内容等に関する質問の受付

電子メールにより質問書（別記様式第3号）を提出すること。

受付期間：令和8年9月10日（木）～9月25日（金）午後5時必着

電子メール送信先：machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp

電子メール送信の際の件名は「ふるさと応援寄附金プロポーザルに係る質問」とする。

※送信後、受信確認のため送信した旨の電話連絡を行うこと。

(2) 質問に対する回答

令和8年9月30日（水）までに那須烏山市ホームページに掲載する。

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込書の提出

参加申込書（別記様式第1号）に次の書類を添えて持参又は郵送により提出すること。

- ・3（5）についての契約書の写し、仕様書・パンフレット等の写し等
- ・参加資格審査結果通知書送付用の切手（110円）を貼付した長型3号封筒
- ・実施年度において那須烏山市一般競争入札参加資格者名簿に登録されていない者については、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、財務諸表並びに直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認でき、いずれも発行後3ヶ月を超えないもの）

提出期限：令和8年10月6日（火）午後5時必着

※郵送の場合は、到着確認のため発送した旨の電話連絡を行うこと。

(2) 参加資格審査結果の通知

参加資格を審査し、参加資格審査結果通知書（別記様式第2号）により通知する。

通知予定日：令和8年10月9日（金）

8 企画提案書等の提出

参加資格を有するとの通知を受けた者は、以下の書類を持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和8年10月16日（金）午後5時必着

※郵送の場合は、到着確認のため発送した旨の電話連絡を行うこと。

(1) 会社概要等（別記様式第4号） 提出部数：1部

※当該様式の内容を満たすパンフレット等でも可

(2) 企画提案書（任意様式） 提出部数：9部（正本1部、副本8部）

企画提案書は仕様書等の内容を踏まえ、次の項目・内容に沿って作成し、具体的な内容を提案すること。

※副本は社名及び提案者が特定できる記載を除くこと。

＜企画提案書に記載する項目、内容及び審査内容＞

項目	内容	審査内容
業務遂行体制	・本業務を遂行する組織体制 ・本市との連携体制 ・返礼品提供事業者との連携体制 ・個人情報の取扱いに係る適切な管理及び管理体制 ・返礼品を寄附者へ送付する方法及び管理体制 ・寄附者からの問合せ・苦情に対応する体制 ・寄附金受領証明書やワンストップ特例申請書等の書類を送付する方法及び管理体制	・同種・同類の業務実績が十分にあるか ・本業務を確実に遂行できる実施体制であるか ・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制であるか
寄附額増加に向けた施策提案	・既存返礼品の魅力を高める改善策 ・新規返礼品開拓の具体的な戦略 ・ふるさと納税ポータルサイト内において本市の返礼品を上位に表示させる施策 ・返礼品のレビュー獲得施策や寄附のリピーター獲得施策 ・ふるさと納税ポータルサイト外における効果的なプロモーション（返礼品パンフレットの作成・送付、返礼品PRイベントの開催等）や独自性のある取組	・提案内容に柔軟性・独創性があるか
		・提案内容に確実性があるか
		・本市への提案として妥当性があるか
価格提案	・基本委託料（率）、寄附金受領証明書等発行・発送費、ワンストップ特例申請処理費等、本業務に必要な費用（見積書）	・提案内容に対して、妥当な金額か

(3) 業務実績調書（別記様式第5号） 提出部数：9部（正本1部、副本8部）

※副本は社名及び提案者が特定できる記載を除くこと。

※(2) 企画提案書（任意様式）の末尾に、綴じ込むこと。

《提出書類の取扱い》

(1) 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用すると

きは、A4判サイズに折り込むこと。

- (2) 企画提案書は1者1提案とする。
- (3) 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 企画提案書は、那須烏山市情報公開条例（平成17年10月那須烏山市条例第12号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に係る費用その他プロポーザルの参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
- (8) 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- (9) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (10) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 企画提案書の審査方法等

(1) 審査基準

P5「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 企画提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ② 実施予定日：令和8年10月29日（木）
 - ア 当日の出席者は、4名以内とする。
 - イ プロジェクター及びスクリーンは、那須烏山市が用意する。
 - ウ パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意する。
 - エ その他場所等の詳細については、別途通知する。
- ③ 参加者が1者の場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ④ プレゼンテーションの進め方については、企画提案書に沿って業務遂行体制、寄附額増加に向けた施策提案、価格提案について説明を行う。

(3) 審査方法・契約候補者の選定方法

- ① 審査は、審査基準に基づいて、プロポーザル審査委員会の各委員が行う。
- ② 委員毎に合計評価点の高い順に参加者の順位を付ける。なお、同一順位は付けない。
- ③ 全参加者の中で、各委員が付けた1位の数が最も多かった者を契約候補者として選定する。
なお、1位の数が同数の場合は、各委員の合計評価点の総計が上位の者を選定し、さらに各委員の合計評価点の総計も同じ場合は、審査委員会で協議のうえ決定する。
- ④ 上記に関わらず、各委員の合計評価点の総計が満点の5割未満のときは、契約候補者として選定しない。

(4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② プロポーザル審査委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を行った場合
- ③ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務遂行体制	・ 同種・同類の業務実績が十分にあるか ・ 本業務を確実に遂行できる実施体制であるか ・ 本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制であるか	20
寄附額増加に向けた 施策提案	・ 提案内容に柔軟性・独創性があるか	20
	・ 提案内容に確実性があるか	20
	・ 本市への提案として妥当性があるか	20
価格提案	・ 提案内容に対して、妥当な金額か	10
プレゼンテーション	・ 企画提案書の内容を分かりやすく説明しているか ・ 業務内容を十分理解し、質疑に対して、的確かつ簡潔明瞭に回答しているか	10
合 計 評 価 点		100

10 審査結果の通知及び公表

- (1) 契約候補者選定後、参加者全員に審査結果（選定又は非選定）を通知する。
通知予定日：令和8年11月上旬
- (2) 参加者への通知後、審査結果について以下のとおり市ホームページに公表する。
 - ① 契約候補者の名称及び当該契約候補者に対し付けた合計評価点が1位の数
 - ② ①以外の参加者に対し付けた合計評価点が1位の数

11 契約手続

- (1) 契約の締結
契約候補者に選定された者と市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調ったときは、委託契約を締結する。
契約締結予定日：令和8年11月中旬
- (2) 契約候補者の辞退
選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しないときは、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

12 問合せ先

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1-1-1
那須烏山市 まちづくり課 なすから暮らし推進グループ
担当：郡司、川瀬
電話：0287-83-1151 FAX：0287-83-1142
電子メール：machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp

参 加 申 込 書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

所 在 地

会 社 等 の 名 称

代表者役職・氏名

(押印不要)

那須烏山市ふるさと応援寄附金運営等業務委託に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、参加申込みに当たり、実施要領の記載内容を承諾し、次の応募資格について、全て確認しました。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及び那須烏山市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 過去3年間（令和4年4月から令和7年3月まで）において、他自治体で本業務内容と同種・同様の業務を受託した実績があること。

添付書類

- (1) 上記(5)についての契約書の写し、仕様書・パンフレット等の写し等
- (2) 参加資格審査結果通知書送付用の切手（110円）を貼付した長型3号封筒
- (3) 実施年度において那須烏山市一般競争入札参加資格者名簿に登録されていない者については、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、財務諸表並びに直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認でき、いずれも発行後3ヶ月を超えないもの）

【連絡先】部 署 名

氏 名

電 話 番 号

FAX番号

電子メール

別記様式第2号

参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

那須烏山市長



先に申込みのありました那須烏山市ふるさと応援寄附金運営等業務委託に係るプロポーザルに係る参加資格を審査しましたので、その結果を次のとおり通知します。

1 結果

- ☐ 参加資格を有することを認めます。
- ☐ 参加資格を有することを認められません。

理由：

2 その他

【問合せ先】

〒321-0692

栃木県那須烏山市中央 1-1-1

那須烏山市まちづくり課なすから暮らし推進グループ

担当：郡司、川瀬

電話：0287-83-1151 FAX：0287-83-1142

電子メール：machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp

質 問 書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

所 在 地

会 社 等 の 名 称

代表者役職・氏名

部 署 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

那須烏山市ふるさと応援寄附金運営等業務委託に係るプロポーザルに関し次のとおり質問します。

該当資料・該当箇所	質 問 事 項

会 社 概 要 等

会 社 名	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
本 社 所 在 地	
事 業 所 数	本 社 所 在 地 が 栃 木 県 外 の 場 合 は 、 以 下 の い ず れ か を 記 入 す る こ と 。 1 栃木県内に所在する支社、事業所又は営業所 2 1がない場合は、本市を管轄する支社、事業所又は営業所 名 称 : 所在地 :
主 な 事 業 内 容	
ホ ー ム ペ ー ジ	有 (URL) ・ 無
そ の 他	

※最新のものを記入すること。

※上記内容を全て満たせばパンフレットでも可。

業 務 実 績 調 書

年 月 日

会社等の名称

※会社等の名称は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。

契 約 期 間	発 注 者	業 務 内 容 及 び 業 務 実 績	寄附受入額に対する委託料の率 (%・税抜)
年 月 日 ～ 年 月 日			%
年 月 日 ～ 年 月 日			%
年 月 日 ～ 年 月 日			%
年 月 日 ～ 年 月 日			%

※ 過去3年間（令和4年4月から令和7年3月まで）において、他自治体で本業務内容と同種・同類の業務の受託実績のうち、主な実績を記入すること。（継続中を含む。）

※ 記載欄が不足する場合は、必要に応じて行を追加して記載すること。